令和７年度裾野市農業委員会９月総会　議事録

1. 開催日時　　令和７年９月１０日(水)　午後１時３０分から午後３時００分
2. 開催場所　　裾野市役所４０１会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭　清宏	7	鈴木　知華	東	飯塚　邦彦	富岡	井上　恭男
2	荻田　弘明	8	髙草　富一	東	芹澤　秀雄	富岡	杉山　守正
3	勝又　直美	9	西島　則夫	西	市川　光一	富岡	渡邊　光永
4	勝又　和一	10	渡邊　博美	深良	大庭　洋行	須山	中村　偉文
5	杉山　邦利	11	杉山　克己	深良	勝又　勝美		
6	杉山　利博	12(会長)	岡田　廣正				

4. 欠席委員

5. 事務局出席者
　事務局長　木原慎也　書記　八木幸次　書記　西島敬光　書記　久保裕太郎

6. 議事日程
　第１　開会
　第２　議事録署名委員の指名

7	鈴木　知華	10	渡邊　博美

　第３　議事
　（１）報第１０号　農地法第４条の規定による農地転用届出に対する受理について
　（２）報第１１号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について
　（３）議第１５号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について
　（４）議第１６号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について
　（５）議第１７号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
　（６）議第１８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について

7. 会議の概要

議　長　　只今から令和７年度裾野市農業委員会９月総会を開会します。
本日の委員は１２名中１２名出席ですので、総会は成立しています。
議事日程第２の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

（異議なし）

議　長　　それでは、７番　鈴木知華委員、１０番　渡邊博美委員にお願いします。
会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太郎氏を指名します。
議事に入る前に事務局長より連絡があります。

事務局長　　議事を始めるにあたりまして、わたくしのほうから法令遵守の注意喚起についてお話させていただきます。
議案書とは別に資料をお配りしておりますが、今回なぜこのような場を設けたかと

いいますと、資料にもありますとおり、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴により失職、農業委員会事務局職員による農地転用許可申請における虚偽有印公文書の作成により停職３か月の懲戒処分という不祥事が続けて発生しています。このことについて全国農業会議所から、綱紀保持の申し合わせ決議や注意喚起、研修の実施などを行うよう通知がありました。

裾野市農業委員会では、今申し上げている注意喚起と、この後の全員協議会において、農業委員・農地利用最適化推進委員用のポータルサイトに掲載されています動画をご覧になっていただきます。

我々事務局を含めましてこのような事案を発生させることがないよう改めて法令遵守に努めていきたいと思いますので、皆様もよろしくお願いいたします。

以上です。

議　長　　それでは、議事に入ります。報第１０号　農地法第４条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。報第１０号　農地法第４条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１

（議案朗読により説明）

議　長　　ただ今の報第１０号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、報第１１号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。報第１１号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１

（議案朗読により説明）

議　長　　ただ今の報第１１号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議第１５号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第１５号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号１

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　　続きまして、地区担当委員　３番　勝又直美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　　申請地は１筆で、市街化調整区域内の白地農地です。

面積は合計 489 ㎡で、地目は公簿、現況ともに畑です。
渡人は、令和７年２月に相続により申請地を取得しましたが、自身では管理が難しいため、申請地に隣接する農地を所有している受人に相談したところ、受人が譲り受けることで話がまとまり、申請に至りました。
受人は、40 年ほど農業に従事しており、お茶や水稲、露地野菜を栽培しています。経営農地は約 8,000 ㎡で、管理も適切に行われており、経験、技術については問題ありません。
従事日数や地域との調和についても問題ないかと思います。
耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。
ご審議のほどお願いします。

議　長　　ただ今の議第１５号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１５号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第１５号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号２事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第１５号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号２

（議案朗読・投影写真により説明）

事務局　　事務局より補足させていただきます。譲受人ですが、新規就農ということで、全協の資料の№１①をご覧ください。

議　長　　続きまして、地区担当委員　２番　荻田弘明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　　申請地は１筆で、市街化調整区域内の青地農地です。
面積は 856 ㎡で、地目は公簿現況ともに畑です。
渡人は、昭和 59 年に相続により申請地を取得し、長年にわたり耕作してきましたが、高齢になり、相続する身内もいないため、申請地の近隣に住んでいる受人に相談したところ、受人が譲り受けることで話がまとまり、申請に至りました。
受人は新規就農のため農業経験はありませんが、渡人から指導を受けながら露地野菜を栽培する予定です。渡人の経営農地は適切に管理されており、経験、技術についても問題ありません。
地域との調和についても問題ありません。
耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。
ご審議のほどお願いします。

議　長　　ただ今の議第１５号　番号２について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１５号　番号２について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第１５号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号３～４は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第１５号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号３～４

（議案朗読・投影写真により説明）

事務局　　事務局より補足させていただきます。譲受人ですが、こちらも新規就農ということで、全協の資料の№１②をご覧ください。

議　長　　続きまして、地区担当委員　８番　高草富一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　　申請地は２筆で、市街化調整区域内の白地農地です。
面積は２筆合計 414 ㎡で、地目は公簿現況ともに畑です。
渡人は、昭和 52 年に相続により申請地を取得しましたが、それぞれ住まいが市外のため、隣接地に住んでいる受人に管理を手伝ってもらっていましたが、今回受人に売買することで話がまとまり、申請に至りました。
受人は渡人を手伝いながら露地野菜を栽培していましたが、申請地取得後は農業経験がある知人たちとともに、引き続き露地野菜を栽培する予定です。
地域との調和についても問題ありません。
耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。
ご審議のほどお願いします。

議　長　　ただ今の議第１５号　番号３～４について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１５号　番号３～４について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第１６号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号１事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第１６号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号１

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長	続きまして、地区担当委員　推進委員　大庭洋行委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地の現況は休耕地になっています。 渡人は、令和２年に相続により申請地を取得しましたが、普段は勤務のため、申請地及び隣接の農地の保全管理を行っている状態でした。 受人は、申請地の隣地に住んでおります。 昭和 51 年に居宅を建て、これまで住み続けておりますが、居宅前の駐車スペースの出入り口付近に渡人の農地への進入路の隅切り部分があるため、出入りがしづらく、長きに渡り悩んでいました。 今回、渡人に相談したところ、隅切り部分となっている申請地が奥の農地に進入するために機能していないことから、贈与することで話がまとまり、申請に至ったものです。 農地区分は、第２種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。 建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。 場内には、コンクリート舗装する計画です。 添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。 周囲は西側が農地、北、東側は宅地、南側は道路に接しています。 雨水等の排水については、勾配により申請地南側の道路面を流れて、道路対側にある側溝に放流します。 以上のことから、周辺農地への影響は少ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただ今の議第１６号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。
髙草富一委員	現地調査でも見させてもらったが、たった２㎡でも申請するのですか。
事務局	面積はわずかだが、申請地が市街化調整区域内の農地のため、農地以外で使用する場合は農地法の許可が必要になります。
議　長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 それではお諮りします。議第１６号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議　長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第１７号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第１７号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について　番号１ 利用権設定地は調整区域内の白地農地です。面積は 2,686 ㎡で、地目は公簿・現況ともに田です。 貸人は、平成 11 年に相続により取得しましたが、自身では手が回らず、今回農地中間管理事業を活用して利用権設定をすることで話がまとまり、計画の提出に至りました。 借人は、自己所有地及び借受地で、主に水稲を栽培しています。農地は適切に管理

されており、経験・技術も問題ありません。
利用権設定後の経営農地は1.2haです。
必要な農機具は所有しており、耕作は家族で行います。
貸付期間は５年間で、使用貸借によるものです。
耕作計画によると、水稲を栽培する予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議　長　　次に、議第１７号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について　番号２　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第１７号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について　番号２
利用権設定地は農業振興地域内にある白地農地で、地目は公簿、現況ともに畑です。面積は5,077㎡です。
貸人は、平成元年に相続により利用権設定地を取得しました。平成27年から農地中間管理事業を活用して借人に貸し付けていました。その期間が令和7年11月末で満了するため、再度農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借人の経営農地は約4.7haあり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は10年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、芝を作付けする予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議　長　　ただ今の議第１７号　番号１～２について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１７号　番号１～２について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第１８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第１８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について　番号１

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　　続きまして、地区担当委員　推進委員　市川光一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　　願出地の面積は、112㎡です。
願出地は農地として、適正に管理されております。
願出人は、現在20歳で大学生です。
令和６年11月に被相続人が亡くなったため、相続人の間で遺産分割協議を進めておりましたが、この度、願出人が願出地で農業を続けることで協議が整いました。
そこで、租税特別措置法第70条の６第１項による相続税の納税猶予を受けるため、適格者証明を申請するものであります。
現況と同じく、願出地では露地野菜を作付する計画です。

願出人は現在大学生で、市外に住んでいますが、週末には帰ってきて、耕作管理を行っています。中学生の頃から畑の手伝いをしており、数年前からは願出人が耕作管理を行っています。

今後も引き続き自らが耕作管理を行うことについて、特段の問題はないと思いますので、よろしくご審議願います。

議　長　　ただ今の議第１８号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１８号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。

ではこれをもって令和７年度裾野市農業委員会９月総会を閉会します。

令和７年９月１０日（会議録署名人）

７番署名人　　鈴木知華

１０番署名人　　渡邊博美